

e L T A X（エルタックス）による電子申告について

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）であるときは、e L T A X等による提出が義務付けられました。当市では、電子申告での提出を推奨しており、100枚未満の提出においてもe L T A Xをご利用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

この機会に是非、e L T A Xの導入をご検討ください！！

e L T A Xはこんなに便利

郵送費・紙代がいらない！

電子データを電送するので、郵送費や紙代がかからず、郵送物の紛失も防げます。

ミスが予防できる！

データで管理することによって、記入誤り等のリスクの軽減が望めます。

市町村ごとの区別不要！

郵送では、市町村ごとに報告書を分けて送る必要がありますが、e L T A Xなら自動的に振り分けられ、すべての自治体に一括で提出可能です。

源泉徴収票もまとめて提出！

市役所に送る給与支払報告書だけではなく、税務署に提出しなければならない源泉徴収票もまとめて提出できます。

税額通知を早く確認可能！

受取方法を「電子データ（正本）」を希望された場合、5月中旬ごろに送られてくる税額通知の内容を発送日当日から確認できます。
郵送物の到着を待つ手間がありません。



★e L T A X導入や利用開始、具体的な利用方法等に関する詳細については、以下、e L T A Xホームページをご覧ください。

＜e L T A Xホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp/>＞